(目的)

第1条 この告示は、地方創生テレワーク交付金を活用し整備したサテライトオフィス等を利用する進出企業と地元企業等が連携して行う、地域資源を活用した地域活性化に資する事業にかかる経費の一部を補助し、その事業活動を支援することで、本市に進出する企業及び社員の定着や地域活性化、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、佐渡市補助金等交付規則(平成16年佐渡市規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) サテライトオフィス等 地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィス等で別表第1に定める施設をいう。
 - (2) 地域資源 本市における教育、データ・技術、観光・文化、人的、 自然、食品、再生可能エネルギー等の資源をいう。
 - (3) 進出企業 地方創生テレワーク交付金を活用した本市のサテライト オフィス等に進出した新潟県外の企業をいう。
 - (4) 地元企業等 地方創生テレワーク交付金を活用したサテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある法人格を有す組織とし、本市に事業所等の拠点がある組織をいう。

(補助対象経費等)

第3条 本市における地域資源を活用し、地域活性化に資する事業の実施 に必要な直接経費として、補助事業の対象となる地域資源、対象事業、 補助率及び補助金の額は別表第2に定めるとおりとし、補助対象経費は 別表第3に定めるとおりとする。 (申請者の要件)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、次の各号の全ての要件を備えていなければならない。
 - (1) 地方創生テレワーク交付金を活用したサテライトオフィス等への進出企業であること。
 - (2) 前号の進出企業であって、前条に定める地域振興に資する事業を実施するため、地元企業等と連携協定や協力協定を締結していること 若しくはその見込みがあること、又は協議会等のコンソーシアムに 参画していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。
 - (1) 過去にこの補助金の交付を受けた者
 - (2) 市税の滞納者
 - (3) 佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号 又は第2号に該当する者
 - (4) 別表第4の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者

(交付対象事業の募集)

- 第5条 市長は、期間を定めて交付対象事業の募集をするものとする。
- 2 市長は、交付対象事業の募集に当たっては、公募要領を定めて公表するものとする。

(事前協議)

- 第6条 前条の規定により交付対象事業に申請しようとする申請者は、別に定める日までに、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金交付申請にかかる事業計画書(別紙1)及び事業収支予算書(別紙2)に、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による事業計画書の提出があった場合は、当該事業計画書について審査を行った上でその適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(事前協議審査)

- 第7条 市長は前条の審査に当たり、広く有識者等から意見、助言等を求めるため、進出企業定着地域活性化支援モデル事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 市長は、知識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、おお むね5人程度の者に審査会への参加を求めるものとする。
- 3 審査会は、審査終了後速やかに審査結果を市長に報告する。 (交付の申請)
- 第8条 第6条第2項の規定により市長が適当と認めた申請者で、補助金の交付を受けようとする申請者は、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に 含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に 規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額 に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税率を乗じて得た 金額との合計額に補助率を付して得た金額をいう。以下同じ。)があ り、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなけれ ばならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明ら かでない場合については、この限りでない。

(交付決定及び交付の条件)

- 第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金交付決定通知書 (様式第2号)により申請者に通知する。
- 2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、 補助金の交付決定をすることができる。
- 3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由

を付して進出企業定着・地域活性化支援事業補助金不交付決定通知書 (様式第3号)により、申請者に通知する。

- 4 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対して、 次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して 20日以内又は2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に 提出すること。
 - (4) 市長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、遂行状況報告書を速やかに提出すること。
 - (5) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
 - (6) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助 事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適 合しないと認めたときは、市長の支持に従うこと。
 - (7) 市長が第18条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
 - (8) 第18条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
 - (9) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

(申請の取り下げ)

- 第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、 交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金 の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15 日以内に、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金交付申請取下げ書 (様式第4号)により市長に申し出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。 (補助事業の内容変更)
- 第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、進出企業 定着・地域活性化支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)に添付 書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。
 - (1) 補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の期間を変更しようとするとき。
- 2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを 審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したと きは、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金変更交付決定通知書 (様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 第9条の規定は、第2項の通知をする場合に準用する。 (実績報告)
- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了 の日から20日以内又は2月28日のいずれか早い日までに、進出企業定 着・地域活性化支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に添付書類を 添えて市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを 得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができ る。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査

及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された進出企業定着・地域活性化支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により補助金を支払うものとする。

(中止又は廃止の承認)

- 第15条 市長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者から進出企業定着・地域活性化支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、当該補助事業者に通知する。
- 2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第12 条から前条までの規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第16条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完 了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金の交付決定を受けた者にあっては次の各号のいずれかに該当した場合に、その交付を取り消すものとし、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。ただし、申請者の倒産、災害等のやむを得ない事情として市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 申請日から5年以内にサテライトオフィス等の利用を中止しとき。
- (3) サテライトオフィス等の利用の実態がないこと等が明らかとなったとき。

(補助金の返還等)

- 第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。この場合において、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金の交付決定を受けた者に係る返還額は、次の基準によるものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合 全額
 - (2) 補助金の申請日から3年以上5年以内に、サテライトオフィス等の利用を終了した場合 半額
 - (3) 補助金の申請日から3年未満で、サテライトオフィス等の利用を終了した場合 全額
- 2 市長は、第13条の規定により額の確定をした場合において、既に前項 の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その 超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするとき は、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金返還命令書(様式第12号)により行う。
- 5 市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する 納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの 日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した

延滞金を徴収するものとする。

(財産処分に係る補助金返還)

第19条 取得財産等の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表 第5のとおりとする。

(加算金)

- 第20条 市長は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合における 加算金の計算については、返還を請求した額に相当する補助金は、最後 の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領 した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次遡り、 それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。
- 2 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額 が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当 該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。
- 3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、進出企業定着・地域活性化 支援事業補助金返還に係る(加算金・延滞金)(免除・減額)申請書 (様式第13号)により行うものとする。

(延滞金)

- 第21条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。
- 3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、進出企業定着・地域活性化 支援事業補助金返還に係る(加算金・延滞金)(免除・減額)申請書 (様式第13号)により行うものとする。

(補助金交付の停止)

- 第22条 市長は、補助事業者が別表第4の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。
- 2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金停止通知書(様式 第14号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 別表第4に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並 びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者 と主たる原因者を含めるものとする。
- 4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第4に定め る停止期間の2倍の期間とする。

(報告及び調査)

- 第23条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに進出企業定着・地域活性化支援事業補助金遂行状況報告書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付申請時の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとし、補助事業者はこれに従わなければならない。
- 4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない 補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。
- 5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、 第17条及び第18条の規定を準用する。

(所管)

第24条 この事業の事務は、移住交流推進課において所掌する。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

補助対象施設	所在地
両津南埠頭ビルシェアオフィス	佐渡市両津湊353番地1
インキュベーションセンター河原田本町	佐渡市河原田本町202番地
REBIRTH 佐渡 ワーケーションプレイス	佐渡市吾潟39番地2

別表第2(第3条関係)

地域資源	対象事業	補助率	補助上限額
教育資源、デー	人口減少対策、DX等人材育成、		
タ・技術資源、観	雇用創出、空き家活用、医療・介		
光・文化資源、人	護・結婚促進・子育て・健康づく	05/100	
的資源、自然資	り、地域づくり、自然課題に対す	85/100	
源、食品資源、再	る新しいソリューション、脱炭	以内	
生可能エネルギ	素社会の推進など、地域課題の		1 000 7 111
一資源	解決に資する事業		1,000万円
	地場産品・特産品づくり、ワーケ		
	ーション・シティープロモーシ	75 /100	
	ョン、観光振興など、地域経済へ	75/100	
	の波及、地域活性化に資する事	以内	
	業		

別表第3(第3条関係)

補助対象経費				
ソフト経費	・事業に必要な人件費、旅費			
	・ 事業に必要なプロモーション費			
	・事業に必要な簡易的な修繕費			
	・その他事業実施に直接必要な経費			

別表第4 (第4条、第22条関係)

措置要件	交付停止期間	
偽りその他不正の手段によって補助	処分を発した日又は補助金等を	
金等の交付を受け、又は融通を受け	返還した日のいずれか遅い日か	
たとき。	ら36月	

補助金等の他の用途への使用があったとき。

処分を発した日又は補助金等を 返還した日のいずれか遅い日か ら12月

補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。

処分を発した日又は補助金等を 返還した日のいずれか遅い日か ら8月

事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき (天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。)。

処分を発した日又は報告をした 日のいずれか遅い日から6月

別表第5 (第19条関係)

補助対象財産処分に係る補助金返還算定基準

区分			承認条件	返還額	備考
目	補助事	事業を中	返還(ただ	目的外使用部分に	本来の補助目
的	止した	よい場合	し、備考欄の	対する残存簿価又	的の遂行に支
外			場合は補助金	は時価評価額のい	障を及ぼさな
使			返還は不要と	ずれか高い金額に	い範囲内で、
用			し、当該財産	補助率を乗じた金	かつ、補助対
			の状況を報告	額を返還する。	象財産の遊休
			すること。)		期間内に一時
					使用する場合
					は、返還を要
					しない。
	補助	道路拡	返還	財産処分により生	自己の責に帰
	事業	張等に		じる収益(損失補	さない事情等

	を中	より取		償金を含む。)に	やむを得ない
	止す	り壊す		補助率を乗じた金	ものに限る。
	る場	場合		額を返還する。	
	合	上記以	返還	残存簿価又は時価	
		外の場		評価額のいずれか	
		合		高い金額に補助率	
				を乗じた金額を返	
				還する。	
譲	有償		返還	譲渡契約額、残存	
渡				簿価又は時価評価	
				額のうち最も高い	
				金額に補助率を乗	
				じた金額を返還す	
				る。	
	無償		返還(ただ	残存簿価又は時価	処分制限期間
			し、備考欄の	評価額のいずれか	の残期間内、
			場合は補助金	高い金額に補助率	補助条件を承
			返還は不要と	を乗じた金額を返	継する場合
			し、当該財産	還する。	は、返還を要
			の状況を報告		しない。
			すること。)		
交	下取り	交換の	補助対象財産		新規購入する
換	場合		の処分益を新		ものは、当初
			規購入費に充		の補助対象財
			当し、かつ、		産の要件を備
			旧財産の処分		えているもの
			制限期間の残		に限る。
			期間内、新財		
			産が補助条件		

		を承継するこ		
		と。		
	 下取り交換以	 交換差益額を	 交換差益額に補助	原則、交換に
	外の場合	返還	率を乗じた金額を	より差損が生
			 返還する。	じない場合に
				限る。
貸	有償(遊休期	収益について	貸付けにより生じ	
付	間内の一時貸	返還、かつ、	る収益(貸付けに	
け	付け)	本来の補助目	よる収入から管理	
		的の遂行に影	費その他の貸付け	
		響を及ぼさな	に要する費用を差	
		いこと。	し引いた額)に補	
			助率を乗じた金額	
			を返還する。	
	無償(遊休期	本来の補助目		
	間内の一時貸	的の遂行に影		
	付け)	響を及ぼさな		
		いこと。		
	上記以外の場	返還	残存簿価又は時価	
	合		評価額のいずれか	
			高い金額に補助率	
			を乗じた金額を返	
			還する。	
担	補助残融資又	本来の補助目		
保	は補助目的の	的の遂行に影		
	遂行上必要な	響を及ぼさな		
	融資を受ける	いこと。		

	場合			
	上記以外の場	返還	残存簿価又は時価	
	合		評価額のいずれか	
			高い金額に補助率	
			を乗じた金額を返	
			還する。	
取場	裏し、廃棄	返還	残存簿価又は時価	
			評価額のいずれか	
			高い金額に補助率	
			を乗じた金額を返	
			還する。	